

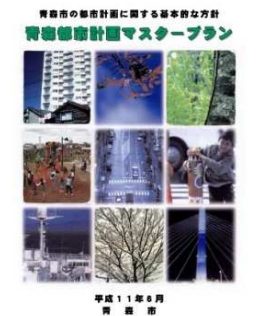
1 市町村都市計画マスタープランとは

「市町村都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、長期的な都市政策の視点にたって、土地利用・都市施設等の整備方針などを示す、都市計画の総合的な指針としての役割を担うもの。

2 計画策定の背景等


現行の都市計画マスタープラン策定から20年近く経過し、プラン策定当時の予測を上回るペースで、人口減少や少子高齢化が進んでいるなど、社会環境が大きく変化してきており、これらの社会環境の変化や土地利用の実情に対応した持続可能な都市づくりを目指して、市の都市計画の総合的な指針としての役割を担う「都市計画マスタープラン」を策定するもの。

なお、策定に当たっては、今年度実施している県の都市計画基礎調査の結果や都市計画区域マスタープランを踏まえながら、青森地区と浪岡地区を一体とした「(仮称)青森市都市計画マスタープラン」として策定する。



【青森都市計画マスタープラン】  
(平成11年6月策定)

**(仮称)**  
**青森市都市計画マスタープラン**  
**策定**



【浪岡町都市計画マスタープラン】  
(平成15年3月策定)

3 都市計画マスタープランに記載する主な事項

【全体構想】

(目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等)

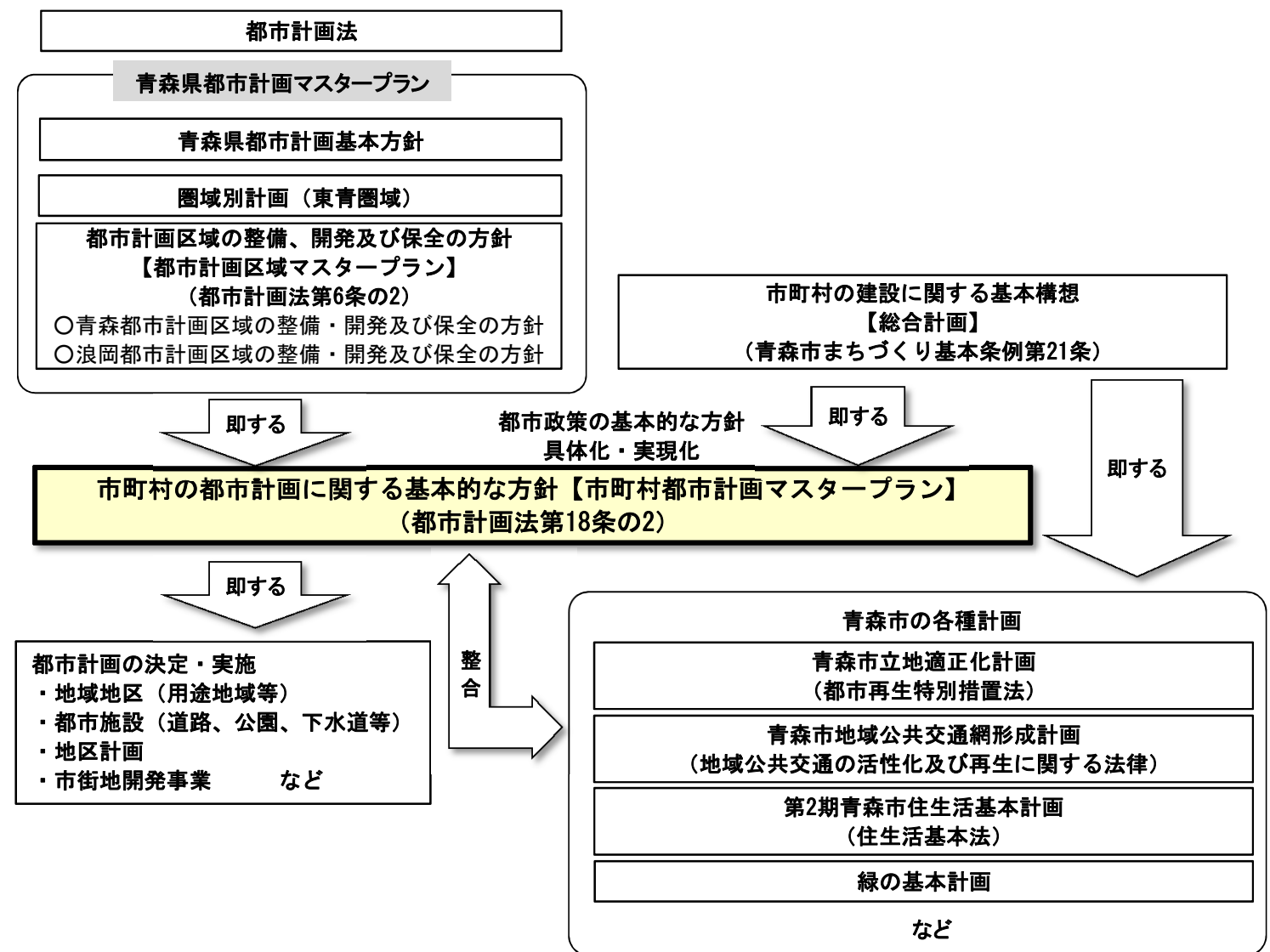
- 都市像、都市構造
- 土地利用、施設整備の方針
- 交通体系の整備の考え方
- 都市内の自然環境の保全、都市環境の形成、都市景観の形成の指針 など

【地域別構想】

(あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策)

- 地域の特性に応じ誘導すべき建築物の用途・形態
- 地域内に整備すべき施設
- 円滑な都市交通の確保の方針
- 緑地空間の保全・創出の方針
- 空地の確保の方針
- 景観形成の方針 など

4 関連計画との関係性



5 策定のスケジュール

【平成30年度～平成31年度】

- ・都市計画基礎調査結果の把握・分析
- ・現況分析からの課題の整理
- ・都市基盤などに関する市民へのアンケート調査の実施
- ・土地利用、施設整備等の方針の検討
- ・地域別構想の検討 など

【平成32年度】

- ・計画素案の検討・作成
- ・計画の決定及び市民への周知 など

※ 策定に当たっては、都市計画審議会、まちづくり会議（有識者会議）からの意見を伺うとともに、市民意見の聴取を行いながら進める。